

改正 (パブリックコメント) 案

現 行 告 示

建築物の基礎、主要構造部等使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適する日本産規格又は日本産規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。

建築物の基礎、主要構造部等使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適する日本産規格又は日本産規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。

建築物の基礎、主要構造部等使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適する日本産規格又は日本産規格及び品質に関する技術的基準を定める件

建築物の基礎、主要構造部等使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適する日本産規格又は日本産規格及び品質に関する技術的基準を定める件

第一 建築基準法(以下「法」といふ。)第二十七条の建築物の基礎、主要構造部の他安全上、防火上又は衛生上重要な部分に使用する建築材料は同条第二号又は第三号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。ただし、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第百二十八号、以下「令」といふ。)第二十二條第一項第三号若しくは同条第四項の規定を適用する建築物又は法第八十五條第四項に規定する仮設建築物に用いる建築材料(構造耐力上主要部分として用いるものから別表第一(品質基準及びその測定方法等)に掲げる品質基準又はこれ同等以上の建築物の構造耐力上の安全を確かめることのできる性能の基準値が認められたもの)・安全上、防火上及び衛生上支障のないことが認められたものに限る。)にはあつては、この限りでない。

第一 建築基準法(以下「法」といふ。)第二十七条の建築物の基礎、主要構造部の他安全上、防火上又は衛生上重要な部分に使用する建築材料は同条第二号又は第三号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

一 十九 略

一 十九 略

第二 略

第一 法第二十七條第二号の日本産規格又は日本産規格は、別表第一・欄に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ同表・欄に掲げるものとする。

第三 略

第二 法第二十七條第三号の品質に関する技術的基準は、次のとおりとする。

別巻第一

第 第 号掲げ建築	略	の区分	略
二	略	品 質 基 準	略
三	略	測定方法等	略
三	略	有曲がり 測定は JIS L1096 (一般物試験方法 一九九九)により該	略

略	略
	<p>五%アルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼母 一九九八 、 JIS G3350 (一般構造用軽量形鋼 一九九七) J IS G3351 (ブリックプレート) 一〇〇三 JIS G 3352 (一般構造用溶接軽量形鋼 一九九〇) JIS G3444 (一般構造用炭素鋼巻 一九九四) JIS G 3446 (一般構造用角形鋼巻 一九九八) JIS G347 五 (建築構造用炭素鋼巻 一九九六) JIS G4051 (機 械構造用炭素鋼材 一九九七) JIS G4052 (機 械構造用合金鋼材) 一〇〇三 JIS G4333 (建築 構造用ステンレス鋼材) 一〇〇〇 JIS G501 (炭 素鋼鑄鋼母 一九九一) JIS G501 (溶接構造用鑄 鋼母 一九九一) JIS G511 (構造用厚板炭素鋼 及び合金鋼母 一九九二) 又は JIS G501 (溶接 構造用遠心力鑄鋼巻 一九九二)</p>

別巻第一

第 第 号掲げ建築	略	の区分	略
二	略	品 質 基 準	略
三	略	測定方法等	略
三	略	有曲がり 測定は JIS L1096 (一般物試験方法 一九九九)により該	略

略	略
	<p>一九九八 JIS G3350 (一般構造用軽量形鋼 一 九九七) JIS G3351 (ブリックプレート) 一〇〇三 JIS G3352 (一般構造用溶接軽量形鋼 一九九〇 、 JIS G3444 (一般構造用炭素鋼巻 一九九四) J IS G3446 (一般構造用角形鋼巻 一九九八) JIS G3475 (建築構造用炭素鋼巻 一九九六) JIS G 4333 (建築構造用ステンレス鋼材) 一〇〇〇 JIS G501 (炭素鋼鑄鋼母 一九九一) JIS G501 (溶 接構造用鑄鋼母 一九九二) 又は JIS G501 (溶 接構造用遠心力鑄鋼巻 一九九二)</p>

略	略	略	材料	布直曲の の基準値が 定められて いると。	購材料の三百センチメートル以上の間隔をお いた五箇所以上について測定するか又は購材 料の品質に応じて、これ同等以上の布直曲が りを測定できる方法によると。
			四六略	四六略	
			七略	七略	
略	略	略	七略	あては た糸方向 及び糸系 方向の引張 クリップに よる伸び率 の基準値が 定められて いると。	七略 イ略 ロ略 (1) 略 (2) 湿強式六千度(糸布にガラス繊維を 用い、かつエラストマ材四つ化 五千、織物 四つ化五千、パイ ン、オロ、シル、ニル、エラス、糸織 物又は四つ化五千、一、千、二、千、 三、千、糸織物)を用いる場合はあて は、湿強式五千度(雲雀糸)で、た糸方 向及び糸方向の引張強きの基準値の 十分の一以上の荷重で六時間の載荷を行 うと。 ハ・ニ略
			八十略	八十略	
			十一略		

略	略	略	材料	布直曲の の基準値が 定められて いると。	購材料等の三百センチメートル以上の間隔をお いた五箇所以上について測定するか又は購材 料等の品質に応じて、これ同等以上の布直 曲がりを測定できる方法によると。
			四六略	四六略	
			七略	七略	
略	略	略	七略	あては た糸方向 及び糸系 方向の引張 クリップに よる伸び率 の基準値が 定められて いると。	七略 イ略 ロ略 (1) 略 (2) 湿強式五千度(糸布にガラス繊維 を用いる場合はあては、湿強式六千 度)雲雀糸)で、た糸方向及び糸方向 の引張強きの基準値の十分の一以上の荷 重で六時間の載荷を行うと。 ハ・ニ略
			八十略	八十略	
			十一略		

別卷第二 略

別卷第三 略